## 有機フッ素化合物(PFAS)に関する対策の推進について

関東部会提出

現在、有機フッ素化合物(PFAS)の一種であるPFOS・PFOAによる汚染が、全国各地の地下水や河川、水道水などから確認されています。

特に、地下水等の暫定指針値や水道水の暫定目標値(いずれも50ng/L)を超えるPFOS・PFOAが検出された地域では、関係自治体や住民からその影響を不安視する声があがっています。

現在、国においても、水道水に含まれるPFASの濃度を暫定目標値から水質基準に格上げし、2026年4月から水道事業者への検査を義務付けるとの報道もありますが、地下水等の水環境への対応は示されていません。

PFOS・PFOAは、汚染原因の特定が困難であり、自治体単位での対応策には限りがあることから、国において、下記の項目について早急な措置を講ずるよう要望します。

記

- 1 PFOS・PFOAによる地下水等の水環境のほか、土壌や農産物等の汚染状況 を把握するとともに、汚染原因を究明し、その情報を開示すること。
- 2 PFOS・PFOAの健康や環境等への影響について、最新の知見を集約し各自 治体へ情報提供するとともに、影響が懸念される場合は、早急にその対策を検討し、 必要な支援を行うこと。
- 3 各自治体が独自に実施する水質調査や健康調査など各種取組に関する財政支援 を行うこと。
- 4 水道事業者への検査の義務付けにあたり、円滑な実施や水質基準を満たさない場合に早急な改善措置ができるよう官民問わず水道事業者への財政支援を行うこと。
- 5 水環境への対策として、PFOS・PFOAの環境基準への位置付けについても、 早急な対応を行うこと。